

事務連絡  
令和2年4月21日

各都道府県社会保障・税番号制度主管部局 御中

内閣府大臣官房番号制度担当室

### 通知カード廃止後の本人確認書類について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の円滑な運用については、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

デジタル手続法（※1）の通知カード廃止に関する規定については、別添1「通知カード廃止後のマイナンバーの通知の方法等（案）について」（本年2月26日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡）のとおり、本年5月25日頃から施行される予定です。ついては、同日以後のマイナンバー法（※2）第16条の規定に基づく本人確認書類について、別紙のとおりお知らせいたします。

本事務連絡の内容は、関係制度所管府省に対しても周知等を依頼しておりますが、各地方公共団体の個人番号利用事務の所管課において適切に対応されるよう、貴都道府県内の個人番号利用事務の所管課及び貴都道府県内市区町村（市区町村教育委員会、一部事務組合及び広域連合を含む。）に周知いただきますようお願いいたします。

なお、正式な施行期日等につきましては、関係法令が公布され次第、改めてお知らせいたします。

※1 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）

※2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

（問い合わせ先）

内閣府大臣官房番号制度担当室 平岡、鈴木

連絡先 03-6441-3482

i.bangoseido.t8r@cas.go.jp

(別紙)

## 1. デジタル手続法の施行日（5月25日頃を予定）以後における本人確認書類としての通知カードの取扱い

デジタル手続法で設けられている通知カード廃止に関する経過措置の規定により、以下の場合には、通知カードを引き続き番号確認のための本人確認書類として利用することが可能です。

- ・ 通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）の変更を行うべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合
- ・ デジタル手続法施行日前までに改姓や転居等により記載事項に変更があったが、デジタル手続法施行日前までに変更手続がとられており、デジタル手続法施行日以後変更を行うべき事由が発生していない場合

このため、以下の場合には、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提示を受けること等により、番号確認を行うことが必要となります。

- ・ デジタル手続法施行日前までに改姓や転居等によりに変更があり、かつ、デジタル手続法施行日前に変更手続がとられていない場合
- ・ デジタル手続法施行日以後、改姓や転居等により記載事項に変更があった場合

## 2. デジタル手続法の施行日（5月25日頃を予定）以後における本人確認書類について

本人確認書類の具体的内容については、別添2「本人確認の措置」のとおりとなります。マイナンバーカードを取得された方であれば、マイナンバーカード1枚でスムーズに本人確認を行うことができます。

なお、デジタル手続法施行日以後、個人番号は、通知カードに代わり「個人番号通知書」（個人番号、氏名、生年月日、個人番号通知書の発行の日等が記載された書面）により通知されることとなりますが、個人番号通知書は、マイナンバー法上の番号確認書類や身元確認書類としては利用できません。

以上

事務連絡

令和 2 年 2 月 26 日

各都道府県社会保障・税番号制度担当課  
各指定都市社会保障・税番号制度担当課 御中

総務省自治行政局住民制度課

## 通知カード廃止後のマイナンバーの通知の方法等（案）について

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号。以下「デジタル手続法」という。）の一部の施行に伴い、通知カードが廃止されることとなります。現在想定している通知カード廃止後のマイナンバーの通知の方法等について、職務上の参考としていただくため、下記のとおりお知らせいたします。

各都道府県におかれては、域内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対してもこの旨周知願います。

## 記

## 1 施行日

デジタル手続法の通知カード廃止に係る規定の施行の日（以下「施行日」という。）は令和 2 年 5 月 25 日頃を予定していること。

## 2 施行日以後のマイナンバーの通知について

- (1) 施行日以後、マイナンバーの通知は個人番号通知書（マイナンバー、氏名、生年月日、個人番号通知書の発行の日等が記載された書面）を送付する方法により行うこと。
- (2) 個人番号通知書はマイナンバーを証明する書類として使用できないこと（マイナンバーを証明する書類が必要な場合、マイナンバーカードの提示又は住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の提出が必要になるこ

と)。

- (3) 氏名、住所等に変更が生じた際に個人番号通知書の記載の変更を行わないこと。
- (4) 個人番号通知書は紛失時の届出を求めないこと。
- (5) 個人番号通知書はマイナンバーカード交付時に返納を求めないこと。
- (6) 個人番号通知書の再交付は行わないこと。
- (7) 市町村長は、地方公共団体情報システム機構に対し、個人番号通知書に関する以下の事務を委任することができること。
  - ・ 個人番号通知書、交付申請書の用紙及びこれらに関連する印刷物の作成及び発送
  - ・ 個人番号通知書の作成及び発送等に関する状況の管理
  - ・ 個人番号通知書に係る住民からの問合せへの対応
- (8) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・総務省令第 3 号）第 1 条第 2 項第 4 号の規定による照会回答書方式でのマイナンバーカード申請時又は交付時の本人確認の措置について、通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領（平成 27 年総行住第 137 号）において、本人確認を行う際に通知カードの返納を受けた場合に限り、その場で交付申請が本人の意思に基づくものである旨を記載した文書の提出を求めることとして差し支えないこととされているところ、個人番号通知書の提示を受けた場合についても同様の規定を設けること。

### 3 施行日以後の通知カードの取扱いについて

- (1) 施行日以後、通知カードの交付及び再交付は行わないこと（施行日前に新たに個人番号を指定した場合や通知カードの再交付申請を受け付けた場合を除く）。
- (2) 施行日以後、氏名、住所等に変更が生じた際に通知カードの記載の変更を行わないこと。
- (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 7 条第 6 項等の規定について経過措置を設け、施行日以後も引き続き通知カードを紛失した旨を住所地市町村長に届け出なければならないこととすること。

- (4) 番号利用法第7条第7項等の規定について経過措置を設け、施行日以後も引き続きマイナンバーカードの交付を受けようとする場合等には通知カードを住所地市町村長に返納しなければならないこととすること。
- (5) 番号利用法第16条等の規定について経過措置を設け、施行日前に通知カードの交付を受けた者については、当該通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、引き続き通知カードをマイナンバーを証明する書類として使用できることとすること。

#### 4 その他

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）の題名を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改めること。
- (2) 通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準（平成27年総務省告示第314号）の題名を「個人番号カード等に関する技術的基準」に改めること。

担当：総務省自治行政局住民制度課 小泉係長、及川官、尾崎官 電話：03-5253-5517（直通）
---

# 本人確認の措置

【 I . 本人から個人番号の提供を受ける場合】

令和2年4月21日時点

別添2

## 番号確認

## 身元(実存)確認

① 個人番号カード【法16】 ※ ICチップの記録情報又は券面記載情報により確認

② **通知カード**※【法16】  
※ デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日予定)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続がとられている場合に限り、利用可能。

③ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書【令12④】

④ ①から③までが困難であると認められる場合【則3④】  
ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)  
イ 都道府県知事保存本人確認情報の確認(都道府県知事)  
ウ 住民基本台帳の確認(市町村長)  
エ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認。  
オ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所が記載されているもの)

① 個人番号カード【法16】 ※ ICチップの記録情報又は券面記載情報により確認

② 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書【則1-1④一、則2-1】  
③ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所が記載されているもの)【則1二④二、則2二】

④ ①から③までが困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上【則2④1③、則3④】  
ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書  
イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所が記載されているもの)  
⑤ ①から③までが困難であると認められる場合であって、財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長が租税に関する事務において個人番号の提供を受けるときは、以下のいずれかの措置をもって④に代えることができる。【則2④1④、則3④】  
ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書のいずれか1つ  
イ 申告書等に添付された書類であって、本人に対し一に限り発行・発給された書類又は官公署から発行・発給された書類に記載されている i 氏名、ii 生年月日又は住所の確認  
ウ 申告書等又はこれと同時に提出される口座振替納付に係る書面に記載されている預貯金口座の名義人の氏名、金融機関・店舗、預貯金の種別・口座番号の確認  
エ 調査において確認した事項等の個人番号の提供を行う者しか知り得ない事項の確認  
オ アからエまでが困難であると認められる場合であって、還付請求でないときは、過去に本人確認の上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情であって財務大臣等が適当と認めるものの確認

⑥ 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元(実存)確認書類は要しない。【則3⑥】

対面・郵送(注1)

① 個人番号カード(ICチップの読み取り)【則4-1】

② 以下のいずれかの措置  
ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【則4二1】  
イ 都道府県知事保存本人確認情報の確認(都道府県知事)【則4二1】  
ウ 住民基本台帳の確認(市町村長)【則4二1】  
エ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認【則4二1】  
オ 官公署若しくは個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所が記載されているもの)若しくはその写しの提出又は当該書類に係る電磁的記録の送信【則4二②】

① 個人番号カード(ICチップの読み取り)【則4-1】

② 公的個人認証による電子署名【則4二②】  
③ 個人番号利用事務実施者が適当と認める方法【則4二二】  
※ 民間発行の電子署名、個人番号利用事務実施者によるID・PWの発行などを想定。

オンライン

① 過去に本人確認の上作成している特定個人情報ファイルの確認【則3④五】  
② 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【則3④一】  
③ 都道府県知事保存本人確認情報の確認(都道府県知事)【則3④二・三】  
④ 住民基本台帳の確認(市町村長)【則3④四】

○ 本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告【則3④】  
※ 給付の受取先金融機関名等の複数聴取などを想定。

電話(注2)

(注1) 郵送の場合は、書類又はその写しの提出【則11】  
(注2) 日本年金機構における年金相談業務での個人番号の提供を想定。本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合であって、電話で個人番号の提供を受け、当該ファイルにおいて個人情報を検索、管理する場合に限る。

【Ⅱ. 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合】

	代理権の確認	代理人の身元(実存)の確認	本人の番号確認
対面・郵送(注1)	<p>① 法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類【則6①-1】</p> <p>② 任意代理人の場合には、委任状【則6①-2】</p> <p>③ ①②が困難であると認められる場合には、官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から本人に対し一に限り発行・発給された書類その他の代理権を証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類【則6①-3】</p> <p>※ 本人の健康保険証などを想定。</p>	<p>① 代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書【則7①-1】</p> <p>② 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所が記載されているもの)【則7①-2】</p> <p>②' 法人の場合は、登記事項証明書その他の官公署から発行・発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 商号又は名称、ii 本店又は主たる事務所の所在地が記載されているもの)【則7②】</p> <p>③ ①②が困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上【則9①】</p> <p>ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書</p> <p>イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所が記載されているもの)</p> <p>④ ①②が困難であると認められる場合であって、財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長が代理人たる税理士等から租税に関する事務において個人番号の提供を受けるときは、税理士名簿等の確認をもって③に代えることができる。【則9②】</p> <p>⑤ 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元(実存)確認書類は要しない【則9④】</p>	<p>① 本人の個人番号カード又はその写し【則8】</p> <p>② 本人の通知カード※又はその写し【則8】</p> <p>※ デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日予定)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続がとられている場合に限り、利用可能。</p> <p>③ 本人の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し【則8】</p> <p>④ ①から③までが困難であると認められる場合</p> <p>ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【則9⑤-1】</p> <p>イ 都道府県知事保存本人確認情報の確認(都道府県知事)【則9⑤-二・三】</p> <p>ウ 住民基本台帳の確認(市町村長)【則9⑤-四】</p> <p>エ 過去に本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認【則9⑤-五】</p> <p>オ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所が記載されているもの)【則9⑤-六】</p>
オンライン	<p>○ 本人及び代理人の i 氏名、ii 生年月日又は住所並びに代理権を証明する情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法【則10-1】</p> <p>※ 電子的に作成された委任状、代理人の事前登録などを想定。</p>	<p>○ 代理人の公的個人認証による電子署名の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法【則10-2】</p> <p>※ 公的個人認証による電子署名のほか民間による電子署名、個人番号利用事務実施者によるID・PWの発行などを想定。</p>	<p>① 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【則10-三1】</p> <p>② 都道府県知事保存本人確認情報の確認(都道府県知事)【則10-三1】</p> <p>③ 住民基本台帳の確認(市町村長)【則10-三1】</p> <p>④ 過去に本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認【則10-三1】</p> <p>⑤ 官公署若しくは個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所が記載されているもの)若しくはその写し又は当該書類に係る電磁的記録の送信【則10-三3】</p> <p>※ 個人番号カード、通知カードの写しを別途送付・PDFファイルの添付送信などを想定。</p>
電話(注2)	<p>○ 本人及び代理人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告【則9④】</p> <p>※ 本人と代理人との関係、給付の受取先金融機関名等の複数聴取などを想定。</p>		<p>① 過去に本人確認の上作成している特定個人情報ファイルの確認【則9⑤-五】</p> <p>② 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【則9⑤-1】</p> <p>③ 都道府県知事保存本人確認情報の確認(都道府県知事)【則9⑤-二・三】</p> <p>④ 住民基本台帳の確認(市町村長)【則9⑤-四】</p>

(注1) 郵送の場合は、書類又はその写しの提出【則11】

(注2) 日本年金機構における年金相談業務での個人番号の提供を想定。本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合であって、電話で個人番号の提供を受け、当該ファイルにおいて個人情報を検索、管理する場合に限る。